



堺国保第2926号
令和4年1月20日

堺市国民健康保険運営協議会
会長 吉川守様

堺市長 永藤英機



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- 1 令和4年度分の国民健康保険料に係る特例について
 - (1) 基礎賦課額
所得割の料率を1000分の83.9、被保険者均等割の額を25,560円、世帯別平等割の額を28,481円とする。
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額
賦課割合は、所得割を100分の45.49、被保険者均等割を100分の32.54、世帯別平等割を100分の21.97とし、保険料率を算定する。
 - (3) 介護納付金賦課額
賦課割合は、所得割を100分の44.04、被保険者均等割を100分の55.96とし、保険料率を算定する。
- 2 施行期日について
施行期日は、令和4年4月1日とする。